

横浜市中央卸売市場条例施行規則の一部改正について（改正案概要）

1 改正の趣旨

横浜市中央卸売市場（以下、本市場という。）のせり人試験の受験資格について、本市場の卸売業務について3年以上従事した経験が必要と規定していますが、今後は他の中央卸売市場及び地方卸売市場での卸売業務の経験も考慮できるよう、「横浜市中央卸売市場条例施行規則（以下、施行規則という。）」を一部改正します。

また、従来のアナログ的な手法の見直しを行い、デジタル化された手法でも対応可能とするため、施行規則を一部改正します。

2 改正の概要

（1）せり人試験の受験資格を見直し、他の市場での卸売業務の経験も考慮できるよう、第13条を次のとおり改正します。

現行	改正案
（せり人の試験の方法等） 第13条 条例第20条第5項の試験を受験できる者は、市場の卸売業者が行う卸売の業務について3年以上の経験を有し、かつ、受験の日の直前の4月1日において満21歳以上である者とする。 2・3 (略)	（せり人の試験の方法等） 第13条 条例第20条第5項の試験を受験できる者は、 <u>中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者が行う卸売の業務について3年以上の経験を有し、かつ、受験の日の直前の4月1日において満21歳以上である者とする。</u> 2・3 (略)

（2）従来のアナログ的な手法の見直しを行い、インターネット等を活用したデジタル的な手法でも対応可能とするため、第45条、第68条を次のとおり改正します。

現行	改正案
（開設者による卸売予定数量等の公表） 第45条 条例第55条の規定による公表は、 <u>市場内の掲示場に掲示して行うものとする。</u>	（開設者による卸売予定数量等の公表） 第45条 条例第55条の規定による公表は、 <u>インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</u>
（掲示事項） 第68条 市長は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を <u>市場内の掲示場に掲示する</u> ものとする。	（掲示事項） 第68条 市長は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を <u>インターネットの利用その他の適切な方法により公表する</u> ものとする。

3 施行予定日

令和8年4月1日から施行